

大阪府における一酸化炭素中毒事故について（安全周知のお願い）

2019年2月6日
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：本荘 武宏）は、2月5日、大阪府において一酸化炭素中毒が発生したことを受け、ガス事業法第171条に基づき、中部近畿産業保安監督部近畿支部に報告しました。事故の概要、および安全使用周知に関する当社の取り組みは、以下の通りです。

<事故の概要>

- ・ 発生日時： 2019年2月5日 14時頃
- ・ 発生概要： 大阪府の一般業務用建物で、業務用コンロを使用中、1名の方が病院に搬送され、一酸化炭素中毒と診断されました。
- ・ 原因： 当社が調査したところ、厨房内の業務用コンロが不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が発生していることが確認されました。その一酸化炭素が厨房内に滞留したものと推定されます。
- ・ ガス機器： 業務用コンロ
販売者： 不明
製造年月： 不明

<お客さまへのご使用上の注意>

- ① 新鮮な空気が不足すると不完全燃焼による一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながる場合があります。ガス機器のご使用に際しては、必ず給排気設備が必要です。屋内でガス機器をご使用の場合は、必ず換気扇を回す、もしくは換気装置を作動させて換気を行っていただきますようお願い致します。
- ② 屋内でガス機器をご使用の場合は、ガス機器周辺にガス漏れや不完全燃焼によって発生した一酸化炭素（CO）を検知すると、ランプと音声でお知らせする「ガス・CO警報器」の設置をおすすめします。
- ③ 外観上異常がなくても、ガス機器を使用中に気分が悪くなったり、いやな臭いを感じたりした場合には、直ちにガス機器の使用を中止し、当社にご連絡いただきますようお願い致します。
- ④ なお、長期間ご使用いただいておりますガス機器は、劣化や摩耗により思わぬ故障から事故が発生する可能性があります。修理や点検（有償）が必要な場合は、当社または販売店、メーカーにご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、ガス機器の安全なご使用方法にあたっての詳細につきましては、当社ホームページ (<http://home.osakagas.co.jp/support/use/index.html>) をご参照ください。

以 上

本件に関するお客さまのお問い合わせは

大阪ガス株式会社 お客様センター

フリーダイヤル 0120-0-94817

受付時間 月～土 午前9時～午後7時まで

日・祝日 午前9時～午後5時まで